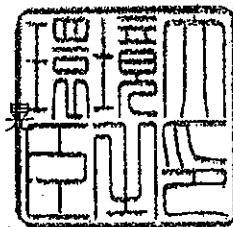


文部科学省  
環境省

諮詢問第 359号  
環水大水発第 1308303号  
環水大土発第 1308301号  
平成 25年 8月 30日

中央環境審議会会長  
武内和彦 殿

環境大臣  
石原伸晃



水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の許容限度等の見直しについて（諮詢）

環境基本法（平成5年法律第91号）第41条第2項第2号の規定に基づき、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の許容限度等の見直しについて、貴審議会の意見を求める。

[諮詢理由]

水質汚濁防止法に基づく排出規制及び地下浸透規制については、順次必要な規制項目の追加等の見直しを行ってきており、現在、28項目が有害物質として設定されているところである。

公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目であるカドミウムについては、新たな知見を踏まえ、平成23年10月に当該項目の基準値の見直しを行ったところである。

本諮詢は、このような状況を踏まえ、公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止するため、水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の許容限度等の見直しについて、貴審議会の意見を求めるものである。

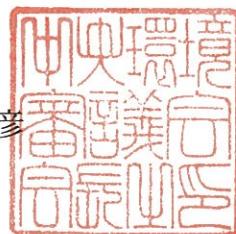


中環審第732号  
平成25年8月30日

中央環境審議会水環境部会  
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会

会長 武内 和彦



水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の許容限度等の見直しについて（付議）

平成25年8月30日付け諮問第359号、環水大水発第1308303号、環水大土発第1308301号をもって環境大臣より当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、水環境部会に付議する。